

(参考資料) 警視庁からの情報提供書

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
違反事件被疑者らの検挙について (情報提供)

警視庁生活安全部生活環境課等は、みだしの事件で被疑者2名を逮捕するとともに、
被疑者5名、被疑法人1社を東京地方検察庁へ書類送致した。

本事件は、遺伝子組換え生物が輸入され、愛玩飼養者等に販売された事案で、生態系に
重大な危険を及ぼす恐れがあったもので、それぞれの者に対して、指導の徹底を図るとともに、
再度発生することがないようにするため、情報提供いたします。

1 逮捕年月日

令和6年1月15日(月) 通常逮捕 A・B

2 送致年月日

令和6年1月17日(水) 書類送致 C・D・E・F・G・被疑法人

3 被疑者

A	住居	東京都江戸川区西一之江3丁目1番12号			
	職業	会社役員			
	氏名	武田 英彦 (たけだ ひでひこ)	66歳		男
B	国籍	タイ王国			
	住居	東京都江戸川区西一之江3丁目1番12号			
	職業	熱帯魚店店長			
	氏名	TAKEDA SOMPHORN (タケダ ソムポーン)	56歳		女
C	東京都練馬区居住	無職	67歳		女
D	千葉県市川市居住	会社員	72歳		男
E	大阪府豊中市居住	会社員	53歳		男
F	東京都江戸川区居住	会社員	54歳		男
G	千葉県浦安市居住	会社役員	60歳		男

4 被疑法人

所在地 東京都江戸川区西一之江3丁目1番12号
商号 株式会社アヅマ計画
代表取締役 武田 英彦

5 事案の概要

(1) 被疑者A・B・被疑法人

被疑法人は、東京都江戸川区西一之江3丁目1番12号に本店を置き、熱帯魚の販売及び輸入等の事業を営むもの、被疑者Aは、被疑法人の代表取締役として業務全般を統括管理するもの、被疑者Bは、熱帯魚店の店長として仕入れ、生体の育成管理及び接客業務等を担当するものであるが、被疑者A及び被疑者Bは、共謀の上、被疑法人の業務に関し、法定の除外事由がないのに、「ベタ」にZsGreen1遺伝子を人為的に導入した遺伝子組換え生物を輸入し育成等するにあたり、遺伝子組換え生物の第一種使用規程を定め、これにつき環境大臣の承認を受けなければならないのに、令和5年6月25日、東京都江戸川区西一之江3丁目1番12号所在の熱帯魚店「Aqua Queen」において、同第一種使用規程を定めず、これにつき環境大臣の承認を受けないまま、前記遺伝子組換え生物10匹を育成したものの。

(2) 被疑者C

被疑者Cは、法定の除外事由がなく、令和5年5月13日頃から同年6月12日頃までの間、被疑者C方において、遺伝子組換え生物を育成するに当たり、その第一種使用規程を定め、これにつき環境大臣の承認を受けなければならないのに、第一種使用規程を定めず、これにつき環境大臣の承認を受けないまま、遺伝子組換え生物3匹を育成したものの。

(3) 被疑者D

被疑者Dは、法定の除外事由がなく、令和5年7月4日、被疑者D方において、遺伝子組換え生物を育成するに当たり、その第一種使用規程を定め、これにつき環境大臣の承認を受けなければならないのに、第一種使用規程を定めず、これにつき環境大臣の承認を受けないまま、遺伝子組換え生物2匹を育成したものの。

(4) 被疑者E

被疑者Eは、法定の除外事由がないのに、遺伝子組換え生物を使用等するに当たり、その第一種使用規程を定め、これにつき環境大臣の承認を受けなければならないのに、

- 1 令和5年5月20日頃から同年6月3日頃までの間、被疑者E方において、第一種使用規程を定めず、これにつき環境大臣の承認を受けないまま、遺伝子組換え生物1匹を育成し
- 2 同年6月3日、被疑者E方から大阪府大阪市のコンテスト会場まで、第一種使用規程を定めず、これにつき環境大臣の承認を受けないまま、遺伝子組換え生物1匹を運搬し

たものの。

(5) 被疑者F

被疑者Fは、法定の除外事由がなく、令和5年7月4日、被疑者F方において、遺伝子組換え生物を育成するに当たり、その第一種使用規程を定め、これにつき環境大臣の承認を受けなければならないのに、第一種使用規程を定めず、これにつき環境大臣の承認を受けないまま、遺伝子組換え生物2匹を育成したもの。

(6) 被疑者G

被疑者Gは、法定の除外事由がなく、令和5年5月27日頃から同年7月14日頃までの間、千葉県浦安市所在会社事務所において、遺伝子組換え生物を育成するに当たり、その第一種使用規程を定め、これにつき環境大臣の承認を受けなければならないのに、第一種使用規程を定めず、これにつき環境大臣の承認を受けないまま、遺伝子組換え生物1匹を育成したもの。

6 罪名・罰条

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律

罪名：同法律第4条第1項（第一種使用等に係る規程の承認）

罰条：同法律第39条第1号（6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又は併科）